

平成24年11月19日

生駒市議会議長 山田正弘 殿

都市建設委員会委員長 白本和久

## 委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 派遣期間 平成24年11月5日(月)～6日(火)
- 2 派遣場所 神奈川県小田原市議会及び千葉県松戸市議会
- 3 事 件 (1) 公園事業について  
(2) 空き家等の適正管理について
- 4 派遣委員 白本和久、桑原義隆、中谷尚敬、吉波伸治、西山洋竜
- 5 概 要 別紙のとおり

神奈川県小田原市 平成24年11月5日

## ◎公園事業について

### 1. 視察の目的

公園の維持管理は、今後より一層、地元住民との協働を主体とした取組が求められることから、市民と行政との協働によって身近な公園の日常管理を行っている事例を学ぶことによって、今後の本市の公園事業における市民参画・協働の在り方の参考とするために視察を実施する。

### 2. 事業の概要

#### (1) 身近な公園プロデュース事業

##### ■事業の目的

- ・身近な公園を地域の方が親しみやすく使いやすいものにしていくため、地域の皆さん自身で公園づくり（プロデュース）をしていただく。

##### ■対象

- ・全ての街区公園を対象に、プロデュースしたいと思う団体が対象。

##### ■市の役割

- ・公園プロデュースに必要な物品の提供（主に初期の整備に関わるもの）
- ・技能指導者の派遣
- ・活動状況のPR
- ・実施団体との協議

##### ■実施年度

- ・平成23年度～

##### ■事業費

- ・600千円（平成24年度当初予算額） ※平成24年度は国庫補助金の適用は無。

<内訳>消耗品費、原材料費

##### ■平成23年度の実績

- ・成田公園ほか3公園で実施。

<主な活動事例>

○公園近隣の方々に自主グループを結成し、花壇づくり、ベンチ作りを実

## 施。

- 老人会による花壇への花植え
- 草花の植栽、育成
- 桜の植樹を目標とした公園内の清掃作業

### (2) 平成24年度以降の取組み

- ・平成23年度に活動開始した4公園に「身近な公園プロデュース事業」の看板を設置し、この事業のPRを行うことに加え、新たな団体を発掘する。(平成24年度は5公園を予定)

### (3) 社会資本総合整備計画への位置づけ

- ・街区公園の再整備の事業効果を高め、街区公園がより一層身近に親しみのある公園空間として創出されるよう、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を基幹事業とした「効果促進事業」として当該事業を位置付けた。
- ・現段階ではモデル事業でもあり市単独事業で実施しているが、今後、他地域への拡がりや事業の定着が見られれば、国庫補助事業として取り組む予定。(平成27年度以降を予定)

## 3. 考察

本市が2年に一度実施している、既存公園の見直しを行う「コミュニティパーク事業」とは性質的にも規模的にも異なり、公園の維持管理に特化した事業であるが、普段からの公園の維持管理に対する考え方や、恒常的な地域コミュニティの形成に向けた取組としては、有効な取組であると考えられる。

## 4. 委員の意見

◎現在、小田原市の134の公園は、職員6名により維持管理（草刈り・剪定・公園遊具の点検等）が行われているが、年複数回の草刈りの住民ニーズがかなり高く、職員での対応が限界にきているため、市から一定の支援をすることによって住民参加による公園の維持管理が増えればとの考えから、継続事業として取り組んでいるとのことであるが、事業に対する予算

額を確保して、もう少し補助金額を増額しないことには、なかなか手を挙げる自治会等はないのではないかと思った。

◎地元自治会だけに捉われず、NPOやボランティア団体に門戸を開き、維持管理を任せることは評価できるが、地元に着する公園を市外から来るボランティア団体に任せることに対する、地元住民の理解を得ることが課題である。

◎遊具更新の際に、遊具に対する要望を自治会に取りまとめることを働きかけるだけでなく、その公園の再整備や植樹についてのアンケート調査を実施することによって、公園の維持管理に対する意識が高められ、住民参加を促進された事例は大変参考になり、生駒市においてもそのような取組を実施すればどうかと思った。

◎自治会による公園の維持管理は、参加者の高齢化により継続が困難になってきている状態であり、今後の課題は、地域コミュニティ形成の取組みや次世代への引き継ぎにあると痛感した。行政だけに任せ切るのではなく、自分たちが住むまちを魅力あるものにするためにも、各自治会などが積極的に「公園プロデュース」に参加すべきであると思った。

◎成田公園の公園プロデュース事業に関わった自治会員の方が、「花を植えたり、剪定をしたりする単純なことだけど、近所の方とコミュニケーションを取ったり、作業をして体を動かすことで、公園がきれいになっていく効果と自分が健康になるという効果があった」とのお話を聞き、高齢化社会にあってこの取り組みは非常に有効で継続していくべき事業であると思った。

千葉県松戸市 平成24年11月6日

## ◎空き家等の適正管理について

### 視察の目的

管理不完全に放置されている空き家等の増加により、事故の発生や犯罪の誘発等、周囲の生活環境の悪化を引き起こすことが問題となっている中、その問題を是正するための条例を制定している自治体を視察することによって、現状の問題点などを把握し、来年本市でも制定が予定される同条例議案の審査の参考とする。

### 1 条例の概要

この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態になることを防止することにより、安全で暮らしやすいまちづくりの推進に寄与されることを目的に制定され、調査⇒助言・指導⇒勧告⇒命令⇒公表の順で運用するかたちとなっている。まず現地調査は、各部署が連携して行い、指導対象となるか判断をするとともに、登記簿・戸籍・住民票・税情報・保険情報などを利用し、所有者を調査する。調査の結果判明した所有者に適正な管理をするように口頭又は文書によって指導する。指導が聞き入れられなかった場合は書面によって勧告を行い、その勧告も履行しない場合については、所有者に対し期限を定めて、適正な管理に必要な措置を講じることができる。（行政代執行も可能）よって、不利益処分に該当するため、所有者の弁明の機会が付与されるとともに、行政不服審査法に基づく異議申し立てが出来ることとなる。行政代執行を行わない場合の命令に反する所有者に対しては、あらかじめ意見を述べる機会を付与し、正当な理由（判断能力がない。財産がなく扶助を受けている・改善する旨の誓約など）がある場合を除き、命令に従わない者の住所と氏名、命令の対象となった空き家等の所在地、命令の内容などを公表することとなる。公表した場合、個人情報保護審議会に報告をする。その他、条例の特徴的な規定として、所有者等が適正な管理に努めなければならないこととし、市民のみならず事業者に対しても、空き家等がある場合の情報提供を行うように規定している。また、必要に応じて市が得

た情報等を管轄する警察署に提供し、必要な協力を求めることとしている。

## 2 松戸市における状況

平成24年4月1日に「松戸市空き家等の適正管理に関する条例」の施行以降の状況（平成24年9月末現在）

◎通報・相談件数 140件

※内訳

①家屋の一部破損 53件

②樹木の繁茂 63件

③防犯関係 5件

④規制対象外 17件

（内訳：管理良好9件・居住者あり6件・更地2件）

⑤未調査 2件

◎指導・処分状況 123件

※内訳

①文書による指導 45件

②口頭による指導 28件

③所有者等調査中 50件

◎指導後の状況 73件

※内訳

①改善 29件

②改善誓約 32件

③受取拒否 5件

④連絡なし 17件

⑤経済的理由 2件

- ・軽微な樹木の繁茂などの対応は比較的早く対応される。
- ・所有者側の言い分としては・・・
  - ①売却を進めているが、なかなか売却できない。
  - ②相続人同士で売却に対する同意形成が図れない。
  - ③資金面の問題 等

### 3. 考察

事故の発生や犯罪の誘発等、周囲の生活環境の悪化へ対処するため、空き家等の増加を抑制することを目的とした同条例を制定する自治体の数は、全国的に広まる傾向にあるが、条例目的の主眼をどこに置くのかによって、効果・影響には大差が出てくるのではないかと思われる。

形骸化する運用では、条例制定の効果は希薄になる反面、強制執行による行政リスクをどの程度想定して条例に盛り込むのが課題となると思われる。

### 4. 委員の意見

◎荒廃する民家を勝手に取り壊したり、越境してきた樹木を勝手に伐採することは、民法上で財産権の侵害となるが、この問題の対応は、以前から行政に対し求められており、同条例の制定で一定の効果が認められる。

◎現地調査は各部署が連携して行い指導対象となるかを判断するため、横の連携を取る対策会議の設置や、個人情報をも目的外利用しなければならない状況が想定されるため、個人情報保護審議会に対する諮問と、答申を受けるなどの条例下における構成は確立しないといけないと考える。

◎財産権に関わることであるので、関係法令の調査・研究がかなり必要であると思った。

◎所有者の調査は、登記簿に記載された事項が、現在の居住地と一致しないことが多く、個人では非常に困難であり、調査が行き詰っている物件も多数あるとのことであるため、そのような事象の対策も条例制定前から考慮しておかなければならないのではないか。

◎松戸市は、条例に行政代執行法に基づく代執行が可能と規定されているが、個人の財産権を著しく侵害することのリスクを行政は負うことから、条例の規定に盛り込むかどうかの判断は極めて慎重しなければならない。